

平成14年(ワ)第11668号 特許権に基づく損害賠償請求事件
平成17年8月30日口頭弁論終結

判

原告
原告訴訟代理人弁護士
同
同
被告
被告訴訟代理人弁護士
同
同
上記2名訴訟復代理人弁護士
同
被告訴訟代理人弁護士
同
同
同
同
被告補佐人弁理士
同
同
被告補助参加人
被告補助参加人訴訟代理人弁護士
被告補助参加人補佐人弁理士

決

アルゼ株式会社
松本司
岩坪哲
美勢克彦
サミー株式会社
牧野利秋
飯田秀郷
栗宇一樹
大友良浩
戸谷由布子
早稲本和徳
七字賢彦
鈴木英之
片山英二
北原潤一
大月雅博
廣瀬隆行
黒田博道
米山淑幸
日本電動式遊技機特許株式会社
島田康男
紺野正幸

主

- 1 原告の請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 事実及び理由

文

第1 原告の請求

被告は、原告に対し、51億4575万円及びこれに対する平成14年6月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、スロットマシンに関する特許権（特許第2574912号。以下、同特許に係る特許発明のうち請求項1に係る発明を「本件特許発明」といい、同発明に係る特許権を「本件特許権」という。）を訴外ユニバーサル販売株式会社（以下「ユニバーサル」という。）から承継し、移転登録を得た原告が、被告において、平成12年12月20日からパチスロ機「獣王」（以下「被告製品」という。）を少なくとも10万2915台製造販売し、被告製品の構成が本件特許発明の技術的範囲に属しており、本件特許権を侵害するとして、被告に対し、損害賠償金51億4575万円の支払を求めた事案である。これに対し、被告は、被告製品が本件特許発明の技術的範囲に属することを争うと共に、本件特許権を無効にすべき旨の審決が確定したため、原告の請求は理由がないと主張して争っている。

2 前提となる事実（争いのない事実及び末尾掲記の証拠により認められる事実）

(1) ユニバーサルは、平成8年10月24日、本件特許権の登録を得た。原告は、ユニバーサルを吸収合併したことにより本件特許権を承継し、平成10年11月16日、その移転登録を受けた（甲1、弁論の全趣旨）。

(2) 特許庁は、平成15年11月17日、本件特許権に関する無効審判請求事件（無効2002-35391号事件、無効2002-35443号事件）において、「特許第2574912号の請求項1に係る発明についての特許を無効とする。」との審決をした。原告は、同審決について東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起したが（平成15年（行ケ）第580号審決取消請求事件）、東京高等裁判所は、平成17年2月15日、原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡した（乙28）。

原告は、同判決について、最高裁判所に上告及び上告受理の申立をしたが（平成17年（行ツ）第159号、平成17年（行ヒ）第168号）、最高裁判所は、同年7月7日、「本件上告を棄却する。本件を上告審として受理しない。」

との決定をした（乙29）。

第3 当裁判所の判断

上記認定の各事実によれば、本件特許権を無効にすべき旨の審決が確定したことが認められ、本件特許権は、初めから存在しなかったものとみなされる。

よって、原告の本訴請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がないことが明らかであるから、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第46部

裁判長裁判官	設	樂	隆	一
裁判官	杉	浦	正	典
裁判官	吉	川		泉